

公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団役員・評議員の報酬等の規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、定款第16条、第33条に基づき公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団の理事、監事(以下役員と称す)及び評議員に支給する報酬、退職慰労金及びその他の事項を定める。

(定義等)

- 第 2 条 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- 2 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。

(役員及び評議員の報酬)

- 第 3 条 役員及び評議員の報酬の総額は、定款によりそれぞれ規定される。

- 第 4 条 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

- 2 前項にかかわらず、非常勤役員及び評議員が委員会、会議へ出席する場合、その職務執行の対価として、一人、一回4万円を超えない範囲で、第2条の役員又は評議員の報酬総額から、報酬を手当として支給することができる。
- 3 第1項にかかわらず、非常勤役員及び評議員が審査委員会のための論文審査を行う場合、その職務執行の対価として、20万円/人/年を超えない範囲で、第2条の役員又は評議員の報酬総額から、報酬を謝金として支給することができる。
- 4 第1項にかかわらず、非常勤役員及び評議員に財団が講演会での講演を委嘱した場合は、その特別な職務執行の対価として、20万円/人/回を超えない範囲で、第2条の役員又は評議員の報酬総額から、報酬を謝金として支給することができる。

- 第 5 条 常勤役員の報酬(年俸)は、別表の常勤役員俸給表のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、月俸と賞与に分割して支給する。

(役員退職慰労金)

- 第 6 条 常勤役員の退職慰労金は年俸を就任期間(年)で乗じた金額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし在職期間は当初就任期間から起算して8年間を上限とする。

- 第 7 条 役員退職慰労金は各年度開始前に退職慰労引当資産取得支出として予算計上する。

(費用)

- 第 8 条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(交通費のほか宿泊費及び日当を含む)及び手数料等の経費をいう。

第 9 条 役員のうち乗用車による送迎を行なう者以外は、その交通費の実態に応じてその実費を支給する。

第 10 条 役員、評議員には、その職務を行うために負担する費用はこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。前払いが必要な場合は、前払いを行うものとする。

(公表)

第 11 条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 12 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(実施)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項を、理事長が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人設立の登記の日から実施する。

第5条 別表改定

(第14回定時評議員会 2024年6月17日決議承認、2024年4月に遡って実施する)

(第15回定時評議員会 2025年6月16日決議承認、2025年4月に遡って実施する)

(第16回定時評議員会 2026年6月16日決議承認、2026年4月に遡って実施する)

常勤役員俸給表

千円

号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号
年俸	7,488	7,920	8,336	8,768	9,184	9,600	10,016	10,368